

答 申

1 審査会の結論

福岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、平成27年12月9日福警務第1398号で行った公文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）において非開示とした別表の非開示部分の欄の情報のうち、審査会の判断の欄に開示妥当と記載されたものは、開示すべきである。

2 審査請求に係る対象公文書の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象公文書

審査請求に係る対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定める昇任のための競争試験（以下「昇任試験」という。）又は選考（以下「昇任選考」という。）のうち、実施機関が実施する巡査部長昇任（一般・専門）試験、警部補昇任（一般・専門）試験及び警部昇任（一般・専門）試験（以下これらを総称して「本件昇任試験1」という。）並びに警視昇任（一般）試験（以下「本件昇任試験2」という。）に関する次の文書である。

ア 平成25年度から平成27年度までに実施した本件昇任試験1の第一次試験問題（以下「本件公文書1」という。）

イ 平成25年度から平成27年度までに実施した本件昇任試験2の第一次試験問題（以下「本件公文書2」という。）

ウ 平成26年度に実施した本件昇任試験1の第二次試験問題（以下「本件公文書3」という。）

(2) 開示決定状況

実施機関は、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により、本件公文書1については、設問の問い部分のうち選択肢の内容に係る項目に関する情報（以下「本件非開示情報1-1」という。）及び番号を除く選択肢の内容の全て（以下「本件非開示情報1-2」という。）が、本件公文書2については、設問の全て（以下「本件非開示情報2」という。）が条例第7条第1項第4号（行政運営情報）に該当するとして、本件公文書3については、設問のうち警備警察における捜査活動等に関する情報（以下「本件非開示情報3」という。）が条例第7条第1項第6号（捜査等情報）に該当するとして非開示とし、その余の部分は開示する本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成27年11月11日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定により、本件公文書の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成27年11月19日付けで、条例第12条第2項の規定により、本件公文書が複数の所属に関係し、かつ、内容が複雑であることから、関係所属との調整及び開示・非開示の検討に時間を要することを理由に、開示決定の期間を同年12月11日まで延長する旨の決定を行い、審査請求人に通知した。

ウ 実施機関は、平成27年12月9日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

エ 審査請求人は、平成27年12月18日付けで、本件決定を不服として、福岡県公安委員会に対し、審査請求を行った。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求書における審査請求人の主張は、次のとおりである。

- (1) 非開示部分の全部開示を求める。
- (2) 択一式問題の問題文及び選択肢を隠蔽する必要はない。

5 実施機関の説明要旨

理由説明書、当審査会が条例第25条第4項の規定により実施機関に陳述させた内容等から、実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 昇任試験について

ア 巡査部長、警部補及び警部の昇任試験について

巡査部長、警部補及び警部の昇任試験は、福岡県の職員の任用に関する規則（平成元年福岡県人事委員会規則第18号。以下「規則」という。）において、福岡県警察本部長が福岡県人事委員会から委任を受けて、福岡県警察官昇任試験規程（平成4年9月福岡県警察本部訓令第23号。以下「規程」という。）に基づき、福岡県警察本部内部における人事管理上の業務として行っているものである。

イ 警視の昇任試験について

警視の昇任試験は、福岡県警察本部長が、福岡県人事委員会に対して、規則で定められた選考により昇任させる職とされている警視への昇任選考を請求する際の人選のために、規程に基づき、福岡県警察本部内部における人事管理上の業務として行っているものである。

(2) 試験問題作成事務について

試験問題は、公共の安全と秩序の維持に当たる福岡県警察官に対し、福岡県の治安情勢等を踏まえ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締等に関する手法、知識等について問うものであるから、民間法人等に委託することができず、福岡県警察本部内の限られた体制で作成している。

ア 本件昇任試験 1 の第一次試験について

当該第一次試験は択一式試験であるが、福岡県警察本部内で使用している部内資料等を基に作成しており、数値の違い等の単純な誤りの出題を避ける必要があるため、出題に適さないものも多数存在する。

したがって、毎年工夫して問題を作成するものの、限定された範囲の中から出題せざるを得ない状況にある。

なお、試験問題は試験終了後、直ちに回収し、福岡県警察本部内においても公表せず、受験者が過去の問題を確認できないよう厳格に取り扱っている。

イ 本件昇任試験 2 の第一次試験について

当該第一次試験は筆記試験であるが、毎年工夫して問題を作成するものの、警察実務管理のみの極めて限定された範囲の中から出題せざるを得ないこと、最高幹部たるにふさわしい能力、適性を備えた者を選考するため、過去の出題傾向を分析し、事前に作成して用意した一般的・抽象的な回答の記載は求めていることから、試験問題は試験終了後、直ちに回収し、福岡県警察本部内においても公表せず、受験者が過去の問題を確認できないよう厳格に取り扱っている。

(3) 条例第 7 条第 1 項第 4 号該当性について

ア 試験問題全般について

本件非開示情報 1 - 1 及び本件非開示情報 1 - 2 並びに本件非開示情報 2 を開示すると、類似の問題を避ける必要性から、各階級に求められる必要不可欠な知識及び能力の範囲を逸脱した、より高度の問題や専門的、瑣末的な事項に関する問題を出題せざるを得なくなり、受験者各人の適正な知識及び能力の見極めが困難になるという弊害が生じ、さらには出題すべき事項の^き払底を招かないよう、試験問題を作成する担当者の負担が格段に増大するなど、適正な昇任管理に支障を及ぼすおそれがある。

また、昇任試験対策を集中的に行い、偏った知識しかない者が昇任することとなれば、警察官の職務遂行能力の低下を招き、現場責任者としての機能を果たすことができなくなる。このことは、被疑者の逃走、誤認逮捕の発生、武器使用時の判断ミス等につながり、被疑関係者、部下職員の身体等への危険を招くなど、治安維持に多大な影響を及ぼすおそれがある。

さらに、開示することにより、新たに昇任試験制度の枠組みを設けなければなら

ない事態を生じさせるだけでなく、全国警察が行っている人事管理業務に多大な影響を及ぼすおそれがある。

イ 本件公文書 1 について

本件非開示情報 1 - 1 及び本件非開示情報 1 - 2 を開示すると、①開示した情報の蓄積・分析によって、出題傾向が明らかになる、②出題範囲や問題作成時期が推察され、偏った範囲の知識しかない不適格者が昇任するおそれがある、③捜査方針や捜査手法等の具体的な内容の試験問題の出題が困難になるなど、適正な昇任管理又は試験問題作成事務に支障を及ぼすおそれがある。

ウ 本件公文書 2 について

本件非開示情報 2 を開示すると、①出題傾向が明らかになる、②開示された過去の問題を分析することで、解答がパターン化、抽象的・画一化したものとなり、その結果、本来の自己の考え方、判断を評価できなくなり、また、採点に当たって優劣を付け難くなる。ひいては、福岡県警察官のわずか 2.5 パーセントの警視が約 1 万人の警察官を指揮しているが、その警視として必要な業務・人事・危機管理能力を有する人物であるか否か、昇任候補者の資質・適性を見極めることが困難となる、③不適格者の署長又は副署長への登用により治安維持に多大な影響を及ぼすおそれがある、④独自に実施している本件昇任試験 2 が不要となるおそれがあるなど、適正な昇任管理又は試験問題作成事務に支障を及ぼすおそれがある。

(4) 条例第 7 条第 1 項第 6 号該当性について

本件公文書 3 に記載されている本件非開示情報 3 は、警備警察における捜査活動等に関するものであり、開示することにより、警備対象勢力が各種活動を潜在化させるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、本号に該当する。

なお、本件非開示情報 1 - 2 には、本号にも該当すると判断されるものが含まれている。

6 審査会の判断

(1) 本件公文書の性格及び内容について

ア 警察官の昇任手続について

警察官の昇任手続については、地方公務員法第 21 条の 4 の規定により、任命権者が職員を人事委員会が定める職に昇任させる場合には、当該職について昇任試験又は昇任選考が行われなければならないこととされ、規則第 17 条において、警部、警部補及び巡査部長については昇任試験を行い、警視については昇任選考を行うこととされている。

また、昇任試験に関する事項は、規則第 38 条の 2 第 1 項の規定により、実施機関に委任され、昇任選考の方法は、福岡県の職員の任用に関する規則の施行細則(平

成元年人事委員会議決)第4条第1項の規定により経歴評定によることとされている。

なお、実施機関は、昇任選考の方法が経歴評定とされているにもかかわらず、都道府県警察官昇任基準要綱(昭和59年12月10日警察庁警務局長通達)に基づき、昭和61年から、昇任候補者の実務能力、幹部としての適格性を判断するために、規程第2条の規定により、本件昇任試験1と同様に、本件昇任試験2を実施している。

イ 本件昇任試験1について

本件昇任試験1の試験科目等は、規程別表第1から第3までの規定により、第一次試験で法学、警察実務等に係る択一式試験、第二次試験で法学、警察実務等に係る筆記試験、第三次試験で面接による口述試験及び逮捕術等に係る術科試験となっている。

ウ 本件昇任試験2について

本件昇任試験2の試験科目等は、規程別表第4の規定により、第一次試験で警察実務管理に係る筆記試験、第二次試験で面接による口述試験となっている。

エ 本件公文書について

(ア) 本件公文書1について

本件公文書1には、標題、試験実施時間、受考心得又は受験心得、択一式設問の問い部分及び選択肢のほか、場外への持ち出し及び複写を禁ずる旨の注意書き等が記載されている。

なお、本件公文書1は、持ち出し不可とされており、市販もされていないため、一般に入手することはできない。

(イ) 本件公文書2について

本件公文書2には、標題、論文形式の設問のほか、要回収の旨等が記載されている。

なお、本件公文書2は、持ち出し不可とされており、市販もされていないため、一般に入手することはできない。

(ウ) 本件公文書3について

本件公文書3には、標題、論文形式の設問等が記載されている。

なお、本件公文書3は、部外へ公表しておらず、市販もされていないため、一般に入手することはできないが、受験者は自由に持ち帰ることができる。

(2) 条例第7条第1項第4号該当性について

ア 本号の趣旨

本号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす

おそれがあるものについて、イからホまでにおいて例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外には、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に非開示とすることを定めている。

したがって、公にすることによる支障は、例示的に掲げたものに限定されるものではなく、これらの事務又は事業以外にも、同種のもものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」がある限り非開示となる。

なお、「支障」の程度は名目的なものではならず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

イ 該当性の判断

(7) 本件公文書 1 について

a 本件非開示情報 1 - 1 について

本件非開示情報 1 - 1 を公にすると、実施機関が説明するとおり、出題傾向が明らかになり、受験者が出題範囲や問題作成時期を推察して、受験対策を行うことは当然予想されることである。

しかしながら、本件昇任試験 1 の試験科目は、規程別表第 1 から第 3 までに規定されているとおり、憲法、行政法、刑法及び刑事訴訟法といった法学、総務・警務警察、生活安全警察、地域警察、刑事警察、交通警察及び警備警察といった警察実務と多岐にわたっており、設問数も 30 問ないし 40 問であることを考慮すると、必ずしも限定した一部の範囲の受験対策を行った受験者が、幅広い範囲の受験対策を行ったものよりも高得点を取る可能性が高いとはいえず、本件非開示情報 1 - 1 を開示すると偏った知識しかない不適格者が昇任するおそれがある又は捜査方針や捜査手法等の具体的な内容の試験問題の出題が困難となるとの実施機関の説明に合理性は認められない。

よって、本件非開示情報 1 - 1 は、これを公にしたとしても、適正な昇任管理又は試験問題作成事務に支障を及ぼすおそれは認められないため、本号には該当しない。

なお、実施機関は、前述の 5 の (3) のアのとおり、不適格者の昇任による治安維持及び全国警察の人事管理業務にも多大な影響がある旨説明しているが、当該説明は、本号該当性の判断を左右するものではない。

b 本件非開示情報 1 - 2 について

一方、本件非開示情報 1 - 2 は、これを公にすることにより、正答の傾向が分析され、設問の内容を理解することなく正答することが可能となると考えられることから、受験者が必要な知識を有しているか否か、公正かつ適正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となるおそれがある。

よって、本件非開示情報 1 - 2 は、これを公にすることにより、適正な昇任管理に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、本号に該当する。

なお、実施機関は、前述の 5 の (4) のとおり、本件非開示情報 1 - 2 には、条例第 7 条第 1 項第 6 号にも該当する情報も存する旨説明しているが、同号該当性について重ねて判断しない。

(イ) 本件公文書 2 について

本件非開示情報 2 を公にすると、実施機関が説明するとおり、確かに、蓄積された過去の試験問題を分析することにより、解答がパターン化し、ある程度同じような解答が多くなることは否定できない。

しかしながら、このような状況にあっても、解答内容の具体性や論理性、説得性の有無、程度等を精査することによって、警視としての考え方や判断を評価し、優劣を付けることは可能であり、このことは本件非開示情報 2 の開示の有無によって変わるものではないと考えられることから、適正な昇任管理に支障を及ぼすとは認められない。

また、本件昇任試験 2 は、警察における最高幹部にふさわしい能力、適性を備えた者か否かを判断するために実施されるものであるため、本件昇任試験 1 とは異なり、単なる知識や実務能力を問うものではなく、業務・人事・危機管理能力等を有しているか否かという観点から出題されるものであり、限られた範囲から出題せざるを得ないこと、過去に出題された問題と類似の出題を避ける必要があることは理解できるところである。

しかしながら、本件昇任試験 2 も“試験”である以上、受験者が何らかの受験対策を講じることは避けがたい。このため、実施機関は、現状においても試験問題作成に当たって、これに対抗するため、相当の努力や工夫を行っていることは想像に難くない。過去の問題と類似した問題を極力避け、警視としての資質や適性を見極めるにふさわしい問題を作成するという実施機関の負担は、本件非開示情報 2 の開示の有無によって変わるものではない。

また、本件昇任試験 2 の第一次試験が筆記試験であるため、記述のさせ方に受験者独自の考え方を引き出すことが可能と考えられる。

よって、本件非開示情報 2 は、これを公にしたとしても、適正な昇任管理又は試験問題作成事務に支障を及ぼすとまではいえないと判断されるため、本号には

該当しない。

なお、実施機関は、前述の5の(3)のア及びウのとおり、不適格者の昇任による治安維持及び全国警察の人事管理業務並びに今後の本件昇任試験2の実施にも多大な影響がある旨説明しているが、当該説明は、本号該当性の判断を左右するものではない。

(3) 条例第7条第1項第6号該当性について

ア 本号の趣旨

本号は、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持を有効かつ能率的に行うことが困難となり、県民の基本的利益を擁護することができなくなるおそれがある情報を非開示とすることを定めたものである。

「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体等の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい行為等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も本号に含まれる。

イ 該当性の判断

本件公文書3に記載されている本件非開示情報3は、警備警察における捜査活動等に関するものであるが、当該情報を公にすることにより、公共の安全と秩序を侵害する行為を行うおそれがある団体の活動及びこれに対する実施機関の対応に関する情報が明らかとなる。

そうすると、同団体が対抗措置を講じるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることを否定できない。

よって、本件非開示情報3は、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるものと認められるため、本号に該当する。

なお、当審査会が本件公文書1を見分したところ、別表に記載のとおり、特定の団体名が記載されていることが確認された。当該情報は、上記と同様の理由で、本

号に該当することから、非開示とすべきである。

以上のことから、実施機関が非開示とした部分のうち、当審査会が条例第7条第1項第6号に該当し、非開示とすべきとした別表の情報を除く本件非開示情報1-1及び本件非開示情報2は、開示すべきである。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

対 象 公文書	非開示 部 分	審査会の判断																				
本件公 文書 1	本件非開 示 情 報 1 - 1	<p>開示妥当 ただし、次の情報は非開示妥当（条例第7条第1項第6号該当）</p> <table border="1" data-bbox="512 459 1461 898"> <thead> <tr> <th data-bbox="512 459 911 521">試験の種別</th> <th data-bbox="919 459 1002 521">年度</th> <th data-bbox="1010 459 1461 521">非開示とする情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="512 528 911 577">巡査部長昇任(一般・専門)</td> <td data-bbox="919 528 1002 577">2 5</td> <td data-bbox="1010 528 1461 577">No.35の特定の団体名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 584 911 633">第一次試験問題</td> <td data-bbox="919 584 1002 633">2 6</td> <td data-bbox="1010 584 1461 633">No.35の特定の団体名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 640 911 689">警部補昇任(一般・専門)</td> <td data-bbox="919 640 1002 689">2 7</td> <td data-bbox="1010 640 1461 689">No.35及びNo.38の特定の団体名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 696 911 745">第一次試験問題</td> <td data-bbox="919 696 1002 745">2 6</td> <td data-bbox="1010 696 1461 745">No.36の特定の団体名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 752 911 801">警部昇任(一般・専門) 第</td> <td data-bbox="919 752 1002 801">2 5</td> <td data-bbox="1010 752 1461 801" rowspan="2">No.29の特定の団体名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 808 911 857">一次試験問題</td> <td data-bbox="919 808 1002 857"></td> </tr> </tbody> </table>	試験の種別	年度	非開示とする情報	巡査部長昇任(一般・専門)	2 5	No.35の特定の団体名	第一次試験問題	2 6	No.35の特定の団体名	警部補昇任(一般・専門)	2 7	No.35及びNo.38の特定の団体名	第一次試験問題	2 6	No.36の特定の団体名	警部昇任(一般・専門) 第	2 5	No.29の特定の団体名	一次試験問題	
	試験の種別	年度	非開示とする情報																			
巡査部長昇任(一般・専門)	2 5	No.35の特定の団体名																				
第一次試験問題	2 6	No.35の特定の団体名																				
警部補昇任(一般・専門)	2 7	No.35及びNo.38の特定の団体名																				
第一次試験問題	2 6	No.36の特定の団体名																				
警部昇任(一般・専門) 第	2 5	No.29の特定の団体名																				
一次試験問題																						
本件公 文書 2	本件非開 示情報 2	開示妥当																				
本件公 文書 3	本件非開 示情報 3	非開示妥当（同項第6号該当）																				